

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正	(会計課) 527	○地方自治法に基づく収納事務の委託 (教育庁高校教育課) 528
○落札者の決定	(入札課) 528	公 告
○公共測量の終了	(用地課) ♪	○都市計画法に基づく工事完了 (山城南土木事務所) 529
○道路の供用開始	(南丹土木事務所) ♪	公 安 委 員 会
		○警備員指導教育責任者講習の実施 ♪

告 示

京都府告示第405号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示（令和6年京都府告示第374号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表京銀カードサービス株式会社の項及び京都クレジットサービス株式会社の項中

「京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附金

」を

「京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附金

旧本館ルネサンス事業寄附金

」に改め、

同表株式会社トラストバンクの項中「東京都品川区上大崎三丁目1の1」を「東京都港区北青山二丁目14の4」に、

「京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附金

」を

「京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附金

旧本館ルネサンス事業寄附金

」に改め、

同表に次のように加える。

アルファノート株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8の1	植物園使用料	8. 6. 25
-------------	-----------------	--------	----------

京都府告示第406号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 製造物品の名称及び数量
京都府広報紙「きょうと府民だより」
全戸版 14,700,000部（259,700,000ページ）
文字拡大版 8,400部（644,000ページ）
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日
令和 8 年 7 月 23 日
- 4 落札者の名称及び所在地
佐川印刷株式会社
向日市森本町戌亥 5 番地の 3
- 5 落札金額
127,796,900円
1 ページ当たりの単価
全戸版 0.473円
文字拡大版 7.7円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 8 年 6 月 5 日

京都府告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の地域の公共測量（令和 8 年京都府告示第101号）が令和 8 年 3 月 13 日終了した旨測量計画機関の長である向日市長から通知があった。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
向日市全域

京都府告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 18 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 園部能勢線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市園部町大河内北ヘラ13の11から 南丹市園部町大河内北ヘラ 9 の 1 ま で	令和 8 年 8 月 4 日

- 4 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第409号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定 番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
43	株式会社電算システム	岐阜市日置江一丁目58	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第2条第2号に規定する貸付金の返還金及びその遅延利息	令 7. 4. 22	令 8. 8. 1

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市市見台八丁目12の6から12の8まで、12の13から12の15まで
（関連区域）
木津川市市見台八丁目108の一部、110の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
木津川市市坂北畑91
駒 保利

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第122号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

- 1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	令和 8 年 9 月14日（月）から令和 8 年 9 月25日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。実施時間は、午前 9 時15分から午後 4 時45分まで）の 7 日間	20人
	追加取得講習	令和 8 年 9 月17日（木）から令和 8 年 9 月25日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。実施時間は、午前 9 時15分（講習の初日は、午後 0 時55分）から午後 4 時45分まで）の 4 日間	おおむね 5 人

- 2 講習場所
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター
- 3 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。
ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1 号警備業務以外の警備業務に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1) のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 18 日（火）から令和 8 年 8 月 20 日（木）まで（受付時間は、午後 1 時から午後 4 時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 2 日（水）まで（提出時間は、e-Gov による提出を除き、午前 9 時から午後 3 時 30 分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前 6 箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1 通

(イ) 3 の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3 の(1)のアに該当する者

1 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各 1 通

b 3 の(1)のイに該当する者

1 級検定の合格証明書の写し 1 通

c 3 の(1)のウに該当する者

2 級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各 1 通

d 3 の(1)のエに該当する者

旧 1 級検定の合格証の写し 1 通

e 3 の(1)のオに該当する者

旧 2 級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各 1 通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1 号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1 通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

e-Gov による提出を除き、講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 47,000 円

イ 追加取得講習 23,000 円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付することとし、e-Gov により提出した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター 4 階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線 3033）